

公益社団法人日本女子体育連盟 スポーツ団体ガバナンスコード遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.japew.net/

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	現時点では特に策定していない。今後策定するにあたり、常務理事から幅広く意見を募るところである。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル） ※今後中長期ビジョン策定が必要となる。
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	計画策定に当たり、常務理事や構成員より幅広く意見を募っている。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル） ※今後中長期ビジョン策定が必要となる
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財政の健全性の計画にあたり、計画策定に当たり、常務理事や構成員より幅広く意見を募っている。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル） (4) なお、財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。 ※今後中長期ビジョン策定が必要となる。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事（地方理事と呼ぶ）の割合は8：11 ※特別会員または正会員であるので正確には内部理事？ということは外部理事は0%か？ 女性理事は100% 日本女子体育連盟の主な種目が「ダンス」という性質上、種目バランスは特にならない。強いて言えば、指導対象別のバランスはとっている。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	評議員はいない。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	☆JAPEWではダンスを競技として考えてはいないため、アスリート委員会は特に設置していない。
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	全国理事会はの構成員は、理事が20名を原則としている。適正な規模と認識している。
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	JAPEWでは生涯スポーツ部門もあるため、理事就任時の年齢制限を特に設けてはいない。しかし、将来の運営の担い手になるよう、多様性の観点において年齢構成のバランスもとり、若手も理事に配置している。
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	会長の再任回数の上限は設けているが、理事の在任回数の上限を設けていない。 ※人材不足により、上限を設けた場合、会の運営が難しくなる可能性がある。
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者選考委員会を特に設けていない。 若い年齢の担い手を育てることの方が重要である。
〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF団体及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	審査基準は特に設けていないが、主に各種学校の教員や生涯スポーツ指導者であるため、すでにその時点でフィルターがかかっているといえる。
〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	整備している
〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	整備している
〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	整備している
〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	整備している
〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	表彰の規定はあるが、スポンサーシップ、試合の放映、商品化等の付随的事業を実施するためのNFの権利に関する規程に関しては特に制定していない。
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役員向けコンプライアンス教育を実施すること	総会または全国理事会において、公益法人についての法律を学ぶ機会を計画中。 企画運営委員会でも、話題にする機会もある。 ※ガバナンスコードについても入れるか。またはパンフレット作成が必要か。
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けコンプライアンス教育を実施すること	特に行っていない。 ※パンフレット作成を行い、加盟団体や特別会員に配布するか？ ①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等） ②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別的禁止について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④その他の違法行為について（未成年の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等） ⑤SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会勢力との交際問題を含む。）、社会常識について

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制の構築は必要であると認識している。税務、会計はクリアできているが、法律の面では経済的な面でのハードルが高く、まだ構築できているとはいえない。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	適切に処理している。 ※監事の補助のための職員は事務局に相当すると考える
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	適正に処理している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	Webサイトにて情報開示している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手の選考をする団体ではないため該当しない。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードを開示している
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	JAPEWにとって加盟団体は独立した組織。 指導の立場ではないが、コンプライアンスの強化について共有している。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体への情報提供は、機関誌を通じて共有している。 他にも中央で行う研修会や全国大会を通して、情報の提供や情報交換を行っている。